

科学技術・学術審議会 情報委員会における下部組織の設置について（案）

令和 3 年 4 月 8 日
科学技術・学術審議会
情 報 委 員 会

情報委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会 情報委員会に以下の下部組織を設置する。

名称案	調査審議事項
次世代計算基盤検討部会	次世代の計算基盤、データ処理環境及びネットワークに係る事項について

上記のほか、下部組織を置いての検討が必要となった場合、都度、委員会の決定に基づき、下部組織を設置する。

以上